

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	連 結 事 業 年 度	・ · ·	法人名	()
				6	7	8	9
	各連結法人における試験研究費の額	1		平均 売 上 金 額 (別表六の二(六)「5」)			円
	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(六)「12」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7		
	試験研究費の個別増加額 (1) - (2)	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (7)	8		
	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	4		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	9		
	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「7」 × $\frac{(3)}{(4)}$)	5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「15」) × $\frac{(8)}{(9)}$	10		
				当期控除額の個別帰属額 ((5)の金額又は(10)の金額)	11		

法 0301-0605-02-付

別表六の二（五）付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「当期控除額の個別帰属額
((5)の金額又は(10)の金額)¹¹」は、措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(10)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(5)の金額又は」を消して記載します。